

基本計画編
第5章 流域における連携と情報の共有

目 次

第1節	総説	1
第2節	災害の防止・軽減に関する連携	1
2. 1	総説	1
2. 2	氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	1
2. 2. 1	流域関係者と連携した氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	1
2. 2. 2	河川管理者等による水防への協力に関する事項	1
2. 3	被害対象を減少させるための対策及び減災のための氾濫形態を制御する対策 ...	1
2. 3. 1	土地利用・住まい方の工夫	1
2. 3. 2	遊水機能を有する土地の保全・整備	1
2. 4	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	2
2. 4. 1	流域との情報の共有に関する事項	2
2. 4. 2	河川管理者等による水防への協力に関する事項	2
第3節	河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全 に関する連携	2
3. 1	河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の確保のための連携	2
3. 2	河川環境等の整備と保全に関する連携	3
第4節	河川とまちづくりの連携	3

令和4年6月 版

第5章 流域における連携と情報の共有

第1節 総説

<標準>

水・土砂等に関する情報を収集整備し、流域のあらゆる関係者が共有・活用し安全で多様な文化を持つ国土の構築を推進するため、関係住民や流域の関係者と緊密な連携を図ることを基本とする。

第2節 災害の防止・軽減に関する連携

2. 1 総説

<標準>

河川・下水道等の管理者、都道府県、市町村等の流域の関係者からなる協議会において、流域対策を含む対策の全体像を計画し適切に連携することを基本とする。

2. 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

2. 2. 1 流域関係者と連携した氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

<標準>

既存ダムの有効貯水容量を、洪水調節機能を最大限強化できるよう、国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象に、事前放流を実施することを基本とする。

2. 2. 2 河川管理者等による水防への協力に関する事項

(1) 水防における国、都道府県等の役割

<必須>

河川管理者は、当該水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときには、当該水防計画に基づき、水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

(2) 水防への協力

<必須>

河川管理者は、都道府県及び指定水防管理団体が定める水防計画の作成にあたって、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所（重要水防箇所）等の河川に関する情報の提供を行う。

水防計画は、河川の整備、河道状況の変化等により見直す必要があることから、河川管理者はこれらが生じた場合に、随時水防計画の変更を促すものとする。

また、河川管理者は、水防管理者が浸水被害軽減地区の指定をしようとする場合や、市町村が浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする場合は、例えば過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供すること等必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2. 3 被害対象を減少させるための対策及び減災のための氾濫形態を制御する対策

2. 3. 1 土地利用・住まい方の工夫

2. 3. 2 遊水機能を有する土地の保全・整備

2. 4 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

2. 4. 1 流域との情報の共有に関する事項

<標準>

国、都道府県は、水防法及び土砂災害防止法等に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、予測情報等を提供することを前提とし、円滑かつ迅速な避難が確保できるよう、市町村と緊密に連携することを基本とする。

2. 4. 2 河川管理者等による水防への協力に関する事項

(1) 大規模氾濫に備えた連携

<標準>

水防法に基づく洪水予報河川又は水位周知河川については、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため大規模氾濫減災協議会を設置し、当該地域の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ連携して実施している減災対策、河川整備状況等の実施状況を共有した上で、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを基本とする。

(2) 水害への警戒

<標準>

国、都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報河川、水位周知河川、水位周知海岸の水位等の実況情報及び予測情報の通知及び周知、水防警報の通知を適時的確に行うとともに、平時からの情報として、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知海岸等における浸水想定区域を指定・公表しなければならない。

また、水防法に基づく洪水予報、水位到達情報（水位周知河川、水位周知海岸）の通知等、水防警報の通知を適時的確に行うため、雨量、水位などのデータの伝送等の安定性確保に努め、必要な洪水予測の情報基盤等の整備を図ることを基本とする。

(3) 国による特定緊急水防活動の実施

<標準>

特に水災害による著しく激甚な災害が発生した場合においては、水防上緊急を要すると認めるときには、当該災害の発生に伴い侵入した水の排除の他、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する特定緊急水防活動を国が行うことを基本とする。

第3節 河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全に関する連携

3. 1 河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の確保のための連携

<標準>

河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を確保するための対策を流域で促進するため、地方自治体、関係機関、地域住民等との連携を図ることを基本とする。

流域における水利用対策には、雨水浸透対策、貯留対策、雨水利用や下水処理水の再利用及び取排水系統の統廃合等の施設による対策、並びに適切な水利用への誘導等の対策があり、これらの対策を、流域で効率的かつ効果的に実施するため、地域のニーズを的確に把握し、関係機関と十分な調整を図り、適切な役割分担について考慮するものとする。

3. 2 河川環境等の整備と保全に関する連携

<標準>

河川等における自然環境の保全や身近な環境空間としての河川環境等の整備と保全のための流域対策や個別箇所での協働を促進するため、地域のニーズや自然環境の現状を的確に把握するとともに、地方自治体、関係機関、河川協力団体、海岸協力団体、地域住民等との連携を図ることを基本とする。

第4節 河川とまちづくりの連携

<標準>

流域の土地利用、歴史、文化、風土等を踏まえ、河川の特性を活かしたまちづくり、河川を活かした地域交流の場の提供を推進するため、地方自治体、関係機関、利用者である地域住民や民間事業者等との連携を図ることを基本とする。

なお、特に都市内の河川においては、治水機能に加えて、都市の防災機能を確保する空間、身近な環境空間、都市活動を支える空間としての多面的役割に配慮することを基本とする。